（令和８年第２回大崎市議会定例会）

施　政　方　針

令和８年６月１８日

本日，ここに令和８年第２回大崎市議会定例会が開催されるにあたり，市政に対する所信の一端と施策の大綱を申し述べ，議員並びに市民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年４月１９日に執行されました大崎市長選挙におきまして，多くの市民の皆様からの温かいご支援，ご支持をいただき，大崎市長の重責を担わせていただくこととなりました。身に余る光栄でありますとともに，その責任の重さを深く痛感しているところであります。

長年にわたり宮城県議会議員として地域に向き合い続けてきた経験を礎に，誠心誠意，市政運営に取り組んでまいります。

私は，「未来につなげる大崎をみんなで育てていく」という思いのもと，「人を育てる」，「産業を育てる」，「安心を育てる」という三本の柱を掲げてまいりました。

大崎市を愛する心と，地域を主体的に担う意欲を育んでいくことが，未来につなげる大崎の土台になるものと考え，「大崎未来塾」の開設に

向けた検討を進めるとともに，行政とそれぞれの地域や組織をつないで，多様な機会において「人を育てる」取組を推進してまいります。

また，世界農業遺産「大崎耕土」が育む豊かな農産物，高付加価値を誇るものづくり産業，鳴子温泉地域に代表される観光資源を最大限に活かした産業振興を図るとともに，地域に根差した多様な産業の可能性を追求し，市民の皆様の生活基盤を支える「産業を育てる」取組を推進してまいります。さらに，未来に向けて全世代の「安心を育てる」取組として，自然災害への備えと未来を支える社会基盤の整備とともに，誰もが社会とつながる中で安心して暮らし続けることができる生活環境を整えてまいります。

平成１８年３月３１日に１市６町が合併して誕生した大崎市は，合併２０周年の節目を迎えました。この２０年の歩みを通じて，私たちは，「大崎市にはたくさんの『宝』と『宝の種』がある」ということを実感してきたものと思います。私は，このたくさんの「宝」と「宝の種」を市民の皆様と育ててまいります。そして，そ

の実現のために，「心」開いて語り合う，「心」をつなぐ市政運営にあたっていく所存であります。

本市の令和８年度当初予算につきましては，骨格的な予算としながらも，必要な予算を計上し，令和８年第１回大崎市議会定例会においてご可決いただきました。今議会に上程する補正予算とあわせ，重要施策を本格的に展開してまいります。

国政に目を向けますと，本年４月，第２２１回国会において，国の令和８年度予算が成立いたしました。

一般会計の総額は，１２２兆３，０９２億円と過去最大規模となり，高市早苗内閣総理大臣は，施政方針演説において「強い地域経済の構築」を重要な柱として位置付け，農林水産業の振興やスマート農業技術の開発・実装の加速，産業クラスターの戦略的な形成など，地域の特性に応じた地方創生に向けて，施策の充実を掲げられました。基幹産業である農業の振興や，地域産業の強化を目指す本市の方向性と合致す

るものと受け止めており，国の施策を最大限に活用しながら，本市の発展につなげてまいりたいと考えております。

地方財政につきましては，令和８年度地方財政計画の規模は１０２兆４，４２７億円と，前年度比５．５パーセントの増となり，地方交付税の総額は２０兆１，８４８億円と，前年度比６．５パーセント増の大幅な拡充が図られました。また，地域未来基金が創設されるなど，地方の自主的・主体的な取組を支援する仕組みが整えられたことは，本市にとっても意義深いものがあります。

しかしながら，本市を取り巻く財政環境は，依然として厳しい状況にあります。人口減少と少子高齢化の加速，物価の高止まりが続く中で，義務的経費が増大するなど，複合的な課題が山積しております。将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政構造への転換は，私が市政を担う上での最重要課題の一つと認識しております。行財政改革を着実に推進することで，将来にわたって必要とされる市民サービスを維持，

向上させるべく，さらには未来への投資を行っていくためにも，バランスある市政運営の実現に向けて，全力を尽くしてまいります。

それでは，以下，令和８年度の主な施策について，第２次総合計画に掲げた重点プロジェクトの３つの視点で申し上げます。

◎はじめに，未来を担うひと・地域・田園都市創生プロジェクト，「挑む」に関連する施策について申し上げます。

○第３次大崎市総合計画の策定について申し上げます。

本計画は，令和９年度から令和１８年度までの１０年間を計画期間とし，本市のまちづくりの最重要指針となるものです。

昨年度から，現計画の評価・検証や課題整理を行うとともに，市民意識調査を実施し，市民の皆様の声を幅広く収集しております。

また，若い世代を含めた多様な意見を計画に

反映するため，市内各地域での市民ワークショップや，高校生タウンミーティングなどを行ってまいりました。

今年度は，これらの意識調査の結果や総合計画審議会，住民説明懇談会等の意見を踏まえながら計画案の精査を行い，令和９年３月の策定完了を目指し，未来につなげる大崎に向けた計画づくりを進めてまいります。

○大崎定住自立圏について申し上げます。

大崎定住自立圏につきましては，大崎圏域１市４町による協定に基づき，生活機能の強化，結びつきやネットワークの強化，圏域マネジメント能力の強化の３つの政策分野にわたり，生活基盤の整備・確保に向けた事業を展開してまいりました。

具体的取組などを定めた第３次大崎定住自立圏共生ビジョンにつきましては，今年度が最終年度となりますことから，これまでの取組の評価・検証などを踏まえ，圏域内の定住促進と地域活性化のため，４町と連携しながら，第４次

共生ビジョンの策定を進めてまいります。

○大崎市誕生２０周年記念事業について申し上げます。

本市は，令和８年３月３１日をもちまして，合併から２０周年を迎えました。

今年度を記念年間として，「２０年の感謝　宝の都（くに）・大崎を未来へ」をメインテーマに，１１月３日に記念式典を挙行するほか，京都から冷泉家時雨亭文庫の皆様をお招きしての和歌披講の開催や，江戸時代の京都を代表する絵師・伊藤若冲等の水墨画の特別展，２０周年の各種冠事業など，多彩な記念事業を展開してまいります。これらの取組を通して，市民皆様とともに２０年の節目を祝い，市内外へ本市の魅力を発信してまいります。

○ふるさと納税の推進について申し上げます。

本市の魅力を全国に発信し，地域活性化や関係人口の創出につなげるとともに，ふるさと納税寄附金の安定的な確保に向けて，ポータルサ

イト等を活用しながら，戦略的なプロモーションに取り組んでまいります。

企業版ふるさと納税につきましても，リーフレットやウェブサイトを活用した積極的な広報活動を展開し，地域課題の解決に向けた財源確保と地方創生の取組を推進してまいります。

○日本語学校について申し上げます。

２年目を迎えました大崎市立おおさき日本語学校では，新入生２５名を迎え，総勢５８名の生徒が通学しております。

令和９年３月には４６名が卒業する予定でありますが，多くの方に本市に定住していただくため，一般社団法人おおさき産業推進機構をはじめ，宮城県，商工団体等と連携しながら，地元企業への就職に向けたマッチングを進めてまいります。

また，令和９年度に定員を９０名に増員するための届出を文部科学省に提出したところ，認定時期は１０月頃の見込みでありますので，学生寮の整備などを着実に進めてまいります。

○多文化共生の推進について申し上げます。

市内に暮らす外国人住民が増加傾向にある中，市民と留学生・就労者などの在留外国人とが，安全・安心に生活できる環境づくりに参画することは，地域づくりを進める上での一助となります。この実現に向けて，多文化共生フェスティバルなどを開催し，市民の多文化共生に対する意識向上に努めてまいります。

○移住・定住の促進について申し上げます。

おおさき移住支援センター「くーらす」を窓口として，空き家バンクと連携した物件情報を提供するとともに，移住希望者のライフスタイルやニーズに寄り添った，きめ細やかな相談を行っております。

特に，若い世代の呼び込みに向けては，共感型コンテンツを活用し，本市への関心を高めるなど，本市に住みたいと思えるようなＰＲを展開してまいります。

また，定住支援として，地域と移住者をつな

ぐ交流イベントの開催などを通して，移住者の地域愛着を育み，コミュニティへの参加を促してまいります。

○陸羽東線の利活用促進について申し上げます。

ＪＲ陸羽東線の活性化及び存続に向けて，アクションプランに基づき，市民のマイレール意識のさらなる向上を図るとともに，来訪者の確保に向けて鉄路を活用した事業を実施してまいります。

当面の目標である１日あたりの平均通過人員１，０００人の達成に向けて，沿線地域，交通事業者，観光関係団体などで構成する大崎市陸羽東線地域活動協議会において，利用促進に向けたプロモーションに取り組んでまいります。

○地域公共交通について申し上げます。

大崎市地域公共交通計画に基づき，市民，行政，事業者が一体となって，移動手段の確保・改善に取り組んでまいります。

また，社会情勢や環境の変化を踏まえ，使い

やすい公共交通ネットワークの再構築に向けて，令和９年度からの５年間を計画期間とする第２次大崎市地域公共交通計画を策定してまいります。

○地域自治組織の支援と市民協働の推進について申し上げます。

大崎市持続可能な地域自治に関する有識者会議及び各まちづくり協議会から提出された最終提言書をもとに，市民と市職員で構成する持続可能なまちづくりに関するパートナーシップ会議を設置し，市民とのさまざまな話し合いの場を設けながら，新たな仕組みづくりに着手してまいります。

また，大崎市地域自治組織活性事業交付金につきましては，令和８年度から第７期財政支援期間を迎えることから，地域住民の暮らしをめぐる課題解決や次世代を担う新たな人材の育成に活用いただけるよう，引き続き支援してまいります。

○ＤＸの推進について申し上げます。

本市のＤＸ推進計画につきましては，今年度が最終年度となりますことから，これまでの取組の評価・検証を行い，より実効性の高い新たなＤＸ推進計画を策定いたします。

また，業務プロセスの見直しや，デジタルツールの活用を通じて，行政運営の効率化を図るとともに，市民の皆様が時間や場所にとらわれることなく，スムーズに手続きができる環境を整備し，利便性を実感していただけるよう取り組んでまいります。

○世界農業遺産について申し上げます。

本年は，第３期アクションプランを策定する重要な年となります。

「大崎耕土」のブランド価値向上のため，各産業，教育，観光など多分野が密接に連携し，語り部の育成など次世代を担う人材育成や国内外の認定地域との連携強化を図れるよう，持続可能な地域づくりを一層推進してまいります。

また，世界かんがい施設遺産「南原穴堰」等

を活用したツーリズムを推進し，専門家による指導・助言を踏まえながら，地域振興につなげる受入体制を整え，地域内の経済循環を図ってまいります。

さらに，「ＳＤＧｓ未来都市」として，持続可能な地域社会づくりの実現に向け，生物多様性の保全・回復を目指すネイチャーポジティブの推進を図る大崎市生物多様性地域戦略を策定するとともに，おおさきＧＩＡＨＳ・ＳＤＧｓパートナーの企業等と連携しながら，環境保全と経済発展が両立する新しい価値を創出してまいります。

○ラムサール条約湿地の保全と活用について申し上げます。

「蕪栗沼・周辺水田」及び「化女沼」の２つのラムサール条約湿地につきましては，大崎市ラムサール条約湿地保全活用委員会や地元関係団体の皆様との対話を深めながら，持続可能な湿地の保全を推進してまいります。

○環境対策について申し上げます。

本市の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき，持続可能な循環・共生型社会とゼロカーボンシティの実現に向け，市民や事業者の皆様との協働による取組を進めてまいります。

また，本市が有する豊富な再生可能エネルギー源が，市民の理解のもと，自然環境等と共生し持続可能な利活用につながるよう，条例に基づく手続き等を適切に運用し，対応してまいります。

◎次に，連携・醸成・発信　次世代へつなぐ産業創造プロジェクト，「創る」に関連する施策について申し上げます。

○第３次大崎市産業振興計画の策定について申し上げます。

第２次大崎市産業振興計画・後期計画につきましては，今年度が最終年度となりますことから，第３次計画の策定に向け，これまでの取組に対する評価・検証を行うとともに，第３次総

合計画の方向性を踏まえ，多方面から意見を聴取しながら，本市の強みを活かし，地域の「稼ぐ力」を高めるべく，取り組んでまいります。

○農業振興について申し上げます。

大崎産米の消費拡大につきましては，生産者と消費者の結びつきを深めていくことに重点を置き，さらには姉妹都市である東京都台東区とのつながりを活かして，首都圏への販路拡大を積極的に進めてまいります。

本市ブランド米「ささ結」につきましては，ブランドコンソーシアムを中心に，生産を拡大するとともに，国内外に向けて積極的なプロモーションを展開し，販路の拡大とブランド価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

また，畜産・園芸につきましては，地元産の仙台牛の輸出促進や園芸作物の生産・販売支援の充実を図り，持続可能な農業への転換を推進してまいります。

○農業農村整備について申し上げます。

国営事業につきましては，吉田川流域地区で総合農地防災事業の全体実施設計が実施されております。県営農地整備事業につきましては，岩出山地域の下真山地区のほか３地区が実施中であり，さらに古川地域の古川南地区のほか２地区の調査事業が実施されております。引き続き，これら事業の実施主体と連携して，効率的な農業生産に向けた環境整備を推進してまいります。

また，グリーンインフラを活用した流域治水の取組として期待される田んぼダムにつきましては，取組面積を拡大し，浸水被害の軽減を図ってまいります。

○林業振興について申し上げます。

森林環境譲与税を有効に活用し，森林整備を一層推進するとともに，大崎市産材の利用拡大を促進してまいります。

また，市民や企業との協働による森づくりを進めることで，木材や森林への理解の醸成を図ってまいります。

○有害鳥獣対策について申し上げます。

野生イノシシ等への対策につきましては，本市の基本方針である「捕獲対策」「侵入防止対策」「地域ぐるみの環境対策」を引き続き効果的に進め，農作物の被害軽減を図るとともに，もう一つの柱である「ジビエの郷づくり事業」につきましては，「大崎ジビエ」のブランド化や販路拡大等に取り組み，ジビエの食文化の定着と地域の活性化につなげてまいります。

ツキノワグマの対策につきましては，本年５月１９日，古川地域において本市で初となる緊急銃猟を実施いたしました。引き続き，市民への注意喚起，関係機関との情報共有による捕獲体制の強化，人の生活圏への出没防止のための放任果樹伐採等を進め，市民生活の安全確保に向け取り組んでまいります。

○産業振興について申し上げます。

産業活力の源泉である中小企業の多様な連携と可能性を高め，次世代の産業人材を育てるため，一般社団法人おおさき産業推進機構と連携

して，産学官連携や事業マッチング，伴走型支援を一層充実してまいります。

また，商店街や各店舗の魅力を高めるため，各種イベントや積極的な設備投資を支援するとともに，商工会議所や商工会などの関係機関と連携し，商業の活性化を図ってまいります。

さらに，若者が地元へ戻り就業することを促進するため，奨学金返還支援制度を通じ，市内企業の人材確保と移住・定住の促進に取り組んでまいります。

○企業立地の推進について申し上げます。

社会インフラとして投資が活発化しているデータセンターや，蓄電池事業など新たな産業に加え，食産業及びものづくり産業等のさらなる集積を図り，若者が地元で働ける環境づくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

また，事業者からの幅広い立地ニーズに対応できる新たな事業用地を確保し，企業誘致の受け皿とするため，民間企業との連携による工業団地の造成に向けた検討を進めてまいります。

○観光振興について申し上げます。

鳴子温泉郷を中心とする観光業を持続的に発展させるため，地域と一体となった観光地域づくりの体制構築に向けて，引き続き伴走支援を行ってまいります。

また，県内で唯一国民保養温泉地に認定されている鳴子温泉郷の活性化に向け，心と体を癒す温泉地づくりを推進し，温泉を永続的に活用できる源泉管理の計画や体制づくりを進めるとともに，関係団体と連携しながら，インバウンド観光の環境整備を充実させ，交流人口の拡大に向けて取り組んでまいります。

◎次に，安全・安心・住みやすさ創出プロジェクト，「守る」に関連する施策について申し上げます。

○令和８年度宮城県・大崎市９．１総合防災訓練について申し上げます。

宮城県では関東大震災を教訓に，毎年市町村

との共催により総合防災訓練を実施しており，今年度は，本市の松山中学校を主会場として，８月３０日に開催されます。本市が県の総合防災訓練の会場地となるのは，平成６年度の旧鹿島台町以来３２年ぶりとなります。

今回の訓練では，中学生や自主防災組織などの住民参加型訓練，防災関係機関や災害時の協定先の企業・団体による集合型訓練などを通じ，自助・共助・公助による相互連携の確認を行い，本市の迅速な災害対応体制の強化に取り組んでまいります。

○農林業系汚染廃棄物の処理について申し上げます。

１キログラムあたり８，０００ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物につきましては，令和２年度からすき込みによる農地への還元と，一般ごみとの混焼による処理を実施しております。

すき込みにつきましては，令和７年度で処理が完了し，焼却につきましても，当初の予定どおり令和８年度に処理が完了する見込みとなっ

ております。事業の完了に向け，これまで同様，市民の安全・安心を最優先に細心の注意をもって処理を進めてまいります。

○空き家等対策について申し上げます。

空き家の対策につきましては，「発生予防・抑制」と「適切な管理」，「流動化と利活用」の３点を基軸とし，地域の皆様や関係機関との連携により，総合的な施策を展開してまいります。

また，昨今の空き家を取り巻く環境変化を踏まえ，令和９年度からの５年間を計画期間とする第３次大崎市空家等対策計画を策定し，複雑化する空き家の課題解消に向けた取組を推進してまいります。

○乳児等通園支援事業について申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い，「こども誰でも通園制度」が全国で実施されており，本市においても２つの保育施設において本年４月から事業を開始しております。保護者の就労の有無や形態にかかわらず，保育園や幼稚園等に通っていな

い０歳６カ月から３歳未満の子どもを対象に，園での遊びや集団生活を通じ，子どもの成長や発達の機会を提供するものです。

今後も，子育て世代が安心できるつながりの構築と子育てしやすい環境の整備，さらには，子どもたちにとって望ましい保育体制の充実に向け取り組んでまいります。

○子どもの遊び場について申し上げます。

子育て世代の保護者からもニーズが多く寄せられている子どもの遊び場につきましては，現時点での方向性として，施設整備を伴わない既存施設の活用や，機能拡充による事業を想定し，イベント型遊び場の展開なども組み合わせながら，子どもたちが楽しめる遊び場空間の創造に向けて検討を進めてまいります。

○第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について申し上げます。

少子高齢化が加速する中，介護サービス基盤の整備，地域包括ケアシステムの深化，介護現

場における生産性向上の推進などの視点に基づき，地域で支え合い，健康で元気なまちづくりの実現に向け，関係者の声に丁寧に向き合い，その方向性を位置付けた第１０期計画を策定してまいります。

○第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画の策定について申し上げます。

本市の第４次障がい者計画の実施計画として第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画を策定し，サービスの提供見込み量や数値目標を定め，計画的に施策を推進しております。地域で支え合う共生社会の実現に向けて，現行計画における施策や事業の実施状況を検証するとともに，当事者の皆様の声に寄り添い，次期計画を策定してまいります。

○市道整備事業等について申し上げます。

都市計画道路李坪新田線道路改良事業につきましては，国道４号から主要地方道古川一迫線までの延長約１，５００メートルを計画区間と

し，用地取得及び工事を実施し，早期の完了を目指してまいります。

社会資本道路整備事業につきましては，円滑な道路環境の向上を図るため，計画的な市内道路網の整備に取り組んでまいります。

社会資本整備雪寒地域道路事業につきましては，吹雪による吹きだまりや視界不良などを低減させ，冬期間の道路交通の安全を確保するため，防雪柵を設置してまいります。

道路舗装修繕事業につきましては，国の交付金や緊急自然災害防止対策債等を最大限に活用し，重点的に舗装の修繕等に取り組んでまいります。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては，令和６年度から３巡目の橋梁点検に入っており，引き続き定期的な点検及び長寿命化計画に基づく修繕を行い，安全性の向上に努めてまいります。

○国及び県の道路事業について申し上げます。

国道４号の古川荒谷から栗原市高清水までの区間の道路改築事業につきましては，国土交通

省から「一般国道４号 古川高清水拡幅」として新規事業化が示され，今年度から現地調査や測量などに着手する予定です。本市といたしましても，引き続き国土交通省と連携しながら，早期完成に向けた取組を推進してまいります。

県事業の稲葉小泉線につきましては，早期の事業完了に向け道路管理者及び交通管理者など関係機関と連携を密にし，市内のネットワーク並びに快適な道路空間の整備を促進してまいります。

みちのくウエストラインにつきましては，昨年度に宮城・山形両県知事を会長とする『みちのくウエストライン「石巻新庄道路・新庄酒田道路」宮城・山形・４団体連合整備促進期成同盟会』が設立されました。本路線は，広域道路ネットワークとして重要な役割を担うことから，より一層，関係各所と連携し，要望活動に取り組んでまいります。

○水害に強いまちづくりについて申し上げます。

吉田川・高城川流域につきましては，特定都

市河川の指定を受け，令和６年１１月に策定された「命と生業を守る流域治水推進計画」が着実に実践されるよう，国や県をはじめとする流域全体のあらゆる関係者と連携を図りながら，取組を加速してまいります。

また，多田川流域につきましても，昨年７月に国や県をはじめ，流域の市町や関係団体などで構成する「巧みな水管理と共に進化する流域治水協議会」が設立され，流域全体での治水安全度の向上を目指す新たな枠組みがスタートしております。

今後は，協議会での連携を強化していくとともに，地域と対話する機会を設けながら，外水や内水氾濫による浸水被害の防止と軽減に向け，計画の策定を進めてまいります。

○緊急浚渫推進事業及び排水路改良整備事業について申し上げます。

市が管理する準用河川及び普通河川などにつきましては，「緊急浚渫推進事業債」を活用し，堆積した土砂の撤去などを集中的に行うことで，

河川及び水路の流下能力の確保に努めてまいります。

また，排水路改良整備事業につきましても，令和１２年度まで延長された「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し，浸水被害の軽減や生活環境の改善のため，年次計画に基づき，市内各所で整備を進めてまいります。

○耐震改修促進事業について申し上げます。

旧耐震基準で建築された木造住宅につきましては，大規模な地震による倒壊などの被害から市民の生命・財産を保護するため，耐震化にかかる補助制度を周知し，木造住宅の耐震化率の向上を目指してまいります。

また，危険なブロック塀等につきましても，除却や改善などの状況，老朽化による危険度を確認するためのフォローアップ調査を行うとともに，除却にかかる補助制度の周知及び活用促進を図り，歩行者などの安全確保に努めてまいります。

○小学校学校給食の無償化等について申し上げます。

本年４月から，国による「給食費の抜本的な負担軽減」がスタートし，本市においても，物価高騰に伴う保護者負担の軽減など子育て支援の観点から，国や県からの財政支援の不足分を本市が補うことで，小学校の給食費を完全無償化いたしました。

今後とも，地場産食材を活用し，「子どもたちの笑顔があふれる安全・安心でおいしい給食」の提供に努めてまいります。

なお，中学校の給食費につきましては，物価高騰に伴う上昇分の一部を本市が補うことで，保護者負担額を据え置きとする軽減策を，令和元年度から講じておりますが，無償化に向けましては，引き続き国への要望を行ってまいります。

○学校教育について申し上げます。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため，ＧＩＧＡスクール構想

のさらなる推進に向けたＩＣＴ環境の整備・充実に努めるとともに，ＡＩドリル等の効果的な活用を推進し，個に応じた指導や，主体的・対話的で深い学びの実現につなげてまいります。

また，登校することや教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒に対する安心できる居場所づくりや教育機会の確保についても，各校の学び支援教室や大崎市子どもの心のケアハウスが，フリースクール等民間施設と連携して取り組んでまいります。さらには，児童生徒個々の状況に応じた教育の充実を図るため，関係機関が一体となって，保護者や児童生徒にしっかりと寄り添った支援に努めてまいります。

○生涯学習について申し上げます。

豊かな地域生涯学習社会の実現に向け，市民一人ひとりが自己の充実に主体的に取り組めるよう，学習環境整備や各種事業を推進してまいります。

また，学校，家庭，地域，行政の連携により，未来や地域を担う子どもたちの成長を支えてま

いります。

○休日の部活動地域展開について申し上げます。

今年度から休日の学校部活動は行わず，地域クラブ活動，いわゆる社会教育活動として地域で展開してまいります。受け皿となっていただける地域のクラブや団体などの情報につきましては，「大崎市における地域クラブ一覧」としてまとめ，市公式ウェブサイトへ掲載しており，生徒はこの一覧にある多種多様な活動の中から，自分のやりたい活動を自分で決めて参加することができ，あるいは余暇を楽しむことも選択の一つとなります。

さまざまな活動機会の場を提供できるよう，「子どもファースト」の視点から環境整備や条件整備に努めてまいります。

○文化財保護について申し上げます。

先人たちが伝えてくれた歴史的財産であり本市の宝である文化財を市民とともに保存・継承し，大崎市の魅力と愛着を深めるために積極的

に活用してまいります。

また，旧有備館および庭園保存活用計画の策定や古代の重要な遺跡である新田柵跡の発掘調査などを通じ，今後も市内各地域に所在する文化財の価値を磨き，高めてまいります。

○図書館の運営について申し上げます。

市民の知的探求心に応え，まちづくりを支える図書館として，誰もが気軽に利用できる資料や情報，空間を提供してまいります。

また，各関係機関と連携し，図書を活用した事業を行うことで，子どもたちが豊かな心を育み，変化の激しい社会で生き抜く力を身につけられるよう，支援してまいります。

○水道事業について申し上げます。

上水道老朽管更新事業につきましては，重要管路である古川清水浄水場からの送水管更新工事を継続するとともに，市内全域において老朽管の更新に取り組んでまいります。

水道施設耐震補強事業につきましては，現在

鹿島台鷹待嶽配水場の更新工事を実施しており，水道施設の耐震化を進めてまいります。

○下水道事業について申し上げます。

公共下水道事業の雨水対策につきましては，大崎市雨水管理総合計画の最優先対策地区である古川地域江合，福沼，大江川沿線地区の事業実施に向けた手続きを進めるとともに，既に着手している李埣排水区や松山千石掘排水区などの雨水函渠整備を進め，浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

汚水対策につきましては，古川地域の小稲葉町や大幡地区などの汚水管渠整備を進め，公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めるとともに，持続可能な事業運営に向けて官民連携事業の導入に取り組んでまいります。

○病院事業について申し上げます。

令和５年に大崎市が周辺４町のそれぞれと締結した大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約の実現を目指すべく，大崎市民病院経営

強化プランの確実な実行と，地域医療機関等とのさらなる機能分化・連携強化を推進してまいります。

なお，地域医療を取り巻く環境は，人口減少，医療需要の変化，物価高騰など，引き続き厳しい状況にありますが，令和８年度診療報酬改定に着実に対応し，収支改善に努めてまいります。

分院・診療所においては，オンライン診療，訪問看護・訪問リハビリなどの在宅療養支援機能をさらに充実させ，地域のかかりつけ医としての役割を果たしてまいります。

地域医療連携拠点施設整備事業につきましては，中東情勢の影響もあり，資材調達や価格の高騰等が懸念されていることから，社会情勢の動向に注視しながら取り組んでまいります。

引き続き，市民が安心できる医療提供体制をより一層育むとともに，未来へつなげてまいります。

以上，市政に対する所信の一端と施策の大綱を申し述べましたが，議員皆様並びに市民皆様

のご理解とご協力をお願い申し上げます。